

令和 8 年度 専任の認知症地域支援推進員の配置について

1. 推進員配置の必要性

- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を支援する関係者の連携を図るとともに、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援を行うなど、認知症施策を総合的に推進する必要がある。
- ・市や認知症キャラバンメイト、認知症サポーター等の認知症の方を支える関係機関や地域の人材と連携を図り、認知症に関する啓発活動を実施することで、地域における認知症の方とその家族への見守り支援の充実を図る。
- ・専任の認知症地域支援推進員を配置することで、関係機関とのネットワークが潤滑に進み、市の認知症施策の中心となる役割を担うことにつながる。

2. 事業内容

(1) 認知症の人や家族等への適切な個別支援の実施

- ・総合相談での認知症に関する相談への対応の充実を図る。
- ・総合相談や本人の会を通じて本人の意思決定への支援を行う。
- ・生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター等と連携し、本人の希望に沿った地域への通いの場への支援を実施する。

具体的な内容 総合相談、本人の集い、ケアパスの更新、「いくよう」の利用促進

(2) 認知症の人や家族等がお互いに支え合う活動の推進

- ・認知症の方のニーズに基づいた事業を考え、高齢福祉課とともに施策につなげる。
- ・認知症の方や家族が相談しやすい場所の提供、本人や家族の希望に沿ったサービスを提供する。

具体的な内容 家族介護者交流カフェ、市との定期的な定例会

(3) 認知症の方本人の社会参加の機会確保

- ・地域での理解が進むように、小中学校や地域の団体、企業に向けて認知症サポーター養成講座を実施する。
- ・地域への理解を進めるため、認知症カフェの普及啓発。
- ・オレンジサポートチームの構築支援

具体的な内容 認知症サポーター養成講座開催、認知症カフェへの支援

3. 事業の効果

高齢者の相談支援事業を実施する地域包括支援センターに専任での推進員を 1 名設置することで、認知症発症段階からの早期介入・支援が可能となり、権利擁護等のサービス提供、必要な介護サービスの利用に繋げることができる。また、総合相談を担う包括支援センターの職員が認知症カフェなどの事業を行うことで、本人の希望に沿った事業の実施につながる。